

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 48 年 3 月まで

昭和 46 年 7 月に会社を退職して帰郷した後、役場から連絡があり、国民年金の加入手続を行った。その前後に、金額は覚えていないが、未納保険料を全額、同役場に現金で一括納付したのに未納となっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、昭和 49 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の付加保険料を納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 12 月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したと推認され、この時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

さらに、申立人は、申立人が居住していた役場から連絡があり、国民年金保険料を一括納付した旨主張しているところ、当該役場は、「昭和 48 年頃、国民年金保険料が未納であった場合、役場の年金係が納付勧奨を行い、過年度保険料を役場の窓口で現金収納していた。」と回答しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月及び同年3月

申立期間を含む昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付した納付書・領収証書があるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している納付書・領収証書から、未納であった昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料を同年12月29日に一括納付していることが確認でき、当時、申立人が申立期間を含む当該納付書・領収証書に記載されている未納保険料全てを納付する意思を有していたことは明らかである。

また、申立人が所持する納付書・領収証書の金額は、現在、年金記録上納付済みと記録されている昭和49年10月から50年1月までの国民年金保険料額におおむね相当するものであるとともに、当該期間以外の期間の保険料相当額が還付された形跡は見当たらないことを踏まえると、申立人は納付した金額に不足があれば、その差額を当然納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を適正に納付していることを踏まえると、申立期間が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛媛厚生年金 事案 751

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月31日から同年11月1日まで
② 昭和43年11月1日から44年2月1日まで
③ 昭和44年10月1日から同年11月1日まで

昭和42年6月1日にA社に入社し、47年2月に同社を退職するまで同社B営業所で勤務していた。途中で会社名が関連会社であるC社に変更されたが、継続して勤務していたので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②については、会社名がA社からC社に変更されたが、給与のうち固定給は以前から変更が無く、3万円であり、下がったことはなく、申立期間③については6万円であったので、それぞれの期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び複数の従業員の証言により、申立人がA社に継続して勤務（昭和43年11月1日にC社に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和43年10月の標準報酬月額の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びC社は既に適用事業所ではなくなっており、不明であるが、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が資格喪失日を同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和43年11月からA社から名称が変更されたC社で、固定給3万円をもらっていた旨主張しているところ、オンライン記録によると、当該期間の申立人に係る標準報酬月額が2万2,000円とされ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人に係る標準報酬月額と一致し、当該記録が訂正された形跡は見受けられない。

また、申立人がC社において厚生年金保険に加入する直前まで同保険に加入していたA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和43年10月の標準報酬月額の定時決定時の申立人に係る標準報酬月額は2万2,000円とされ、当該標準報酬月額は、申立人が同年11月1日にC社において厚生年金保険被保険者資格を取得した時点の標準報酬月額と一致している上、申立人と同日にA社からC社に異動した従業員52人（申立人を含む。）のうち42人は、同社における標準報酬月額が異動前のA社における標準報酬月額と同額あるいは減額された記録であったことが確認でき、当該期間の申立人に係る標準報酬月額についても特段の不自然さは見受けられない。

- 3 申立期間③について、申立人は、C社で当該期間直前の昭和44年2月から同年9月までの期間の標準報酬月額と同様に6万円の固定給をもらっていた旨主張しているところ、オンライン記録によると、当該期間の申立人に係る標準報酬月額が3万3,000円とされ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人に係る標準報酬月額と一致し、当該記録が訂正された形跡は見受けられない。

また、申立期間①、②及び③当時、C社において役員であった者は、「給与関係等の事務はA社において引き続き処理されていたと思う。A社がC社を買取り、従業員を同社で厚生年金保険に加入させた当初は、前の会社の業績が悪かったので、営業職の歩合給は少なかった。2か月ほど経過して業績が上がり、歩合給も多くなったと思う。歩合給は業績によつ

て変動し、一時的に高くなることもあるので、結果的に標準報酬月額が下がっていても不自然なことではない。」と証言している上、申立期間③当時及び当該期間前後の期間において、同社で厚生年金保険に加入している者の標準報酬月額の推移について見ると、昭和44年2月に標準報酬月額が高くなり、同年10月に下がっている者が多数おり、申立人の標準報酬月額についても、同様に推移していることが確認できることから、前述の同社の元役員の証言を考え併せると、特段の不自然さは見受けられない。

4 このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年1月までの期間及び同年7月から16年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成14年4月から15年1月まで
② 平成15年7月から16年7月まで

平成12年4月以降毎年国民年金保険料免除申請を行っていたが、就職が決まったので、申請免除が承認された期間の国民年金保険料を納付しようと思い、18年9月頃に社会保険事務所（当時）に出向き、窓口で納付に必要な保険料額について確認したところ、当該事務所の職員から、「100万円ぐらい払えば全納だ。」と言われた。

母親から借りた80万円と手持ちのお金を併せた100万円ぐらいを国民年金保険料として3回に分けて支払ったにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

A年金事務所が保管する申立人に係る国民年金保険料領収（納付受託）済通知書によると、申立人は、A社会保険事務所（当時）において、平成16年8月から17年3月までの期間に係る過年度保険料を18年9月12日に、12年4月から14年3月までの期間、15年2月から同年6月までの期間、及び17年4月から18年3月までの期間に係る追納保険料を同年9月22日に、納付していることが確認できる上、B年金事務所が保管する申立人に係る国民年金保険料追納申込書及び国民年金保険料領収（納付受託）済通知書によると、申立人は、B社会保険事務所（当時）において、同年10月26日に、同年4月から同年9月までの期間に係る国民年金保険料追納申込書を作成し、当該追納保険料を納付していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする平成18年9月ないし同年10月の時点においては、当該期間は未納期間であり、制度上、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 56 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月から 56 年 11 月まで
昭和 54 年 10 月に結婚し、この頃から居住している市において、国民年金の任意加入被保険者となり、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は昭和 54 年 10 月 23 日に国民年金に任意加入し、オンライン記録によると、同年 11 月から 55 年 3 月までについては、平成 20 年 6 月 4 日付けで年金記録確認地方第三者委員会に申立てを行い、当該期間の記録を訂正する必要があるとして、同年 9 月 8 日に納付記録が追加されたことにより、国民年金の加入期間のうち申立期間のみが未納とされていることが確認できるところ、申立人は、当委員会への前回の申立て時点において、今回の申立期間が未納であったにもかかわらず、当該期間の保険料を納付していたことについて申し立てておらず、同申立て時において申立人から聴取した際に、子供の養育費の増加等から生活を切り詰める必要があったことから、申立期間直後の 56 年 12 月 16 日に、国民年金被保険者資格を喪失していること、及び経済的理由から納付していない期間があったことを認めていた経緯があり、当該期間は今回の申立期間以外に見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間の保険料納付に係る記憶は曖昧であるなど、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 56 年 3 月まで

ねんきん定期便を見て、申立期間において国民年金保険料が未納となっていることが分かった。しかし、現在は離婚しているが、申立期間当時、妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、当該期間について、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付等を行ったとする元妻から聴取しても、保険料の納付等について記憶が明確ではなく、当該期間に係る保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の元妻も、申立期間を含む昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの期間については未納となっており、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年10月1日まで

昭和19年頃、A社（現在は、B社）が所有するC丸に乗船し、D地域とE地域間の物資輸送に当たった。終戦直前にはD地域、F地域及びG地域の空襲をC丸の船上で見たほか、終戦の報を同船上で船長から告げられた。

また、終戦後少なくとも1回はD地域とH地域との間をC丸で往来したことを覚えており、申立期間について、船員保険の未加入期間となっていることに納得がいかないため、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社が所有するC丸に乗船し、終戦の報を船上で船長から告げられ、終戦後もC丸に乗船していた旨申し立てているが、申立人は申立期間に係る船員手帳を所持しておらず、また、B社は、申立人に関する関連資料を保存していない旨回答していることから、申立人が申立期間において同船に乗船していたことを確認することができない。

また、申立人は、C丸の船長及び同僚の氏名を覚えていない上、同船に係る船員保険被保険者名簿に氏名が記載されている者のうち申立人を記憶する船員からも、申立人の申立期間における勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認できる証言を得ることができない。

さらに、C丸に係る船員保険被保険者名簿及び申立人に関する船員保険被保険者台帳において、申立人の昭和19年11月16日から20年4月1日までの期間に係る船員保険の加入記録は確認できるものの、申立期間に係る船員保険の加入記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る船員保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周

辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月 26 日から 60 年 6 月 27 日まで
② 昭和 63 年 10 月 16 日から平成 13 年 10 月 31 日まで

申立期間①においてはA社に勤務し、申立期間②においてはB社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立期間①における標準報酬月額について、昭和 57 年 7 月から同年 8 月までは 26 万円、同年 9 月から 60 年 5 月までは 28 万円とされており、また、申立期間②の標準報酬月額について、63 年 10 月から平成元年 8 月までは 26 万円、同年 9 月から 3 年 7 月までは 30 万円、同年 8 月から 4 年 6 月までは 32 万円、4 年 7 月から 6 年 7 月までは 34 万円、同年 8 月から 13 年 9 月までは 36 万円とされている。

しかし、申立期間①及び②については、それぞれの事業所において 50 万円以上の給与が支給されていたと記憶しているため、それぞれの期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、昭和 57 年 7 月から同年 8 月までは 26 万円、同年 9 月から 60 年 5 月までは 28 万円とされているところ、申立人は、「当該期間においては、A社で 50 万円以上の給与が支給されていたと記憶しているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、A社は、昭和 62 年 7 月 13 日に船員保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の同社の経理担当者は、当該期間当時の資料は無い旨証言しており、申立人の当該期間における報酬月額及び船

員保険料の控除について確認することはできない。

また、申立期間①当時、A社で勤務していた者のうち、連絡を取ることができた機関長及び航海士は、「当時の給与と標準報酬月額は一致していたと思う。」と証言しており、同社の船舶使用者別被保険者名簿によると、当該期間当時の申立人と同様の職種であった船長等23人（前述の2人を含む。）の標準報酬月額は、20万円ないし28万円から24万円ないし30万円で推移しており、申立人の標準報酬月額の記録は、前述の23人と比較しても特段の不自然さは見受けられない上、当該被保険者名簿を見ても、申立人に係る標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、昭和63年10月から平成元年8月までは26万円、同年9月から3年7月までは30万円、同年8月から4年6月までは32万円、同年7月から6年7月までは34万円、同年8月から13年9月までは36万円とされているところ、申立人は、「当該期間においては、B社で50万円以上の給与が支給されていたと記憶しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、B社は、平成19年12月22日に船員保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時の同社の経理担当者は、当該期間当時の資料は無い旨証言しており、申立人の当該期間における報酬月額及び船員保険料の控除について確認することはできない。

また、申立期間②当時、B社で勤務していた者のうち、連絡を取ることができた船長、機関長等4人は、「申立人を覚えている。当時の給与と標準報酬月額は一致していたと思う。」と証言しており、同社の船舶使用者別被保険者名簿によると、当該期間当時の申立人と同様の職種であった航海士、船長等37人（前述の4人を含む。）の標準報酬月額は、26万円から38万円で推移しており、申立人の標準報酬月額の記録は、前述の37人と比較しても特段の不自然さは見受けられない上、当該被保険者名簿を見ても、申立人に係る標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。